

新庁舎等整備事業に係る説明会の開催について

御嵩町及び町議会は、新庁舎等整備事業（耐震基準を満たしていない、現庁舎、児童館、保育園の建替え及び防災拠点施設（町民ホール）の新設）の必要性等について、町民の皆様へ、より一層のご理解をいただくため、下記の日程で説明会を開催します。

中公民館 3階大ホール	9月18日(日) 13時30分～14時30分
伏見公民館 3階大ホール	9月20日(火) 19時～20時00分
上之郷公民館 2階大ホール	9月22日(木) 19時～20時00分

■主な説明内容

- ・防災拠点としての喫緊の課題と必要性
- ・施設集約によるメリット
- ・計画地におけるまちづくりの発展性
- ・事業費と将来負担の考え方等

■事前質問の募集について

- 質問内容：新庁舎等整備事業に関することに限らせていただきます
- 締め切り：9月14日(水)までにご提出ください
- 質問様式：任意の様式(用紙)、形式で結構です
- 提出方法：①持参 役場総務防災課・各地区出張所
②FAX 0574-67-1999(役場総務防災課)
③e-mail tyosya@town.mitake.lg.jp



<問い合わせ先> 御嵩町総務防災課庁舎整備係 0574-67-2111(内線2210、2211)

経緯

H28.6	町が現地若しくは移転を伴う「庁舎建替え」の方針を示す。 町は、議会に対し、現地か移転かの提言を求めた。
H28.11	議会は、移転して新築すべきと全会一致で結論付ける。 A(議会のたより)
H28.12	町として、移転新築を決定。 町は、議会に対し、位置は特別議決の対象であるため、移転候補地の方針を求めた。
H29.12	議会は、すべての項目において21号バイパスエリアの優位性が高いと評価し、全会一致で特別委員会の結論とする B(議会のたより)
H29.12	議会の意見を尊重し、21号バイパスエリアに決定 特別多数議決(※)の対象のため、この決定を非常に重く受け止めている。 庁舎の移転先を21号バイパスエリアに決定させていただきたいと思います。 (H29年第4回定例会最終日:町長あいさつ要旨) ※特別多数議決:議員の3分の2以上の同意が必要な議決 法令手続きの準備を進めると共に、 基本構想、基本計画、基本設計、実施設計、造成設計及び交差点工事など、 R4.7.1時点まで約6億5千万円程度の事業を実施(履行中を含む)。
R元.5	議会から、特別委員会最終報告書を提出
R3.10	町が、農地転用申請を提出。
R4.5.2	県より、事業が確実に実現できることを確認するために、新庁舎の位置について、町議会の3分の2(8名)以上が賛成する見込みを確認するよう、指摘を受ける。
R4.5.25	町が、議員の意思(賛成か反対か)を確認するため、議会議員の全員協議会を開催。位置について明確に反対をされたのは1名、10名は位置については賛成(反対ではない)であることを確認した。
R4.5.27	「新庁舎の透明性の確保に係る議員連盟」から、位置について同連盟の4名の議員は反対と明記された要望書を、県へ提出し、県が受領。 その後、県と協議を重ねているが、この状況(4名が反対)が変わらない場合、農地転用申請は「 不許可 」も視野に判断していく旨、県より見解が示された。

平成30年2月15日 議会のたよりNo.128(抜粋)

新庁舎整備特別委員会中間報告

新庁舎移転候補地を評価 21号バイパスエリアへ！

白熱した議員間討議

庁舎の移転にあたっては、地方自治法に定める議員の3分の2以上の賛成が必要です。そのため、議会の意思決定は重要なものであることから、特別委員会として十分な議論を重ね、委員会意見の一致を目指すこととしました。12月5日までに執行部や職員の新庁舎建設プロジェクトチームと本音で意見を交わしたほか、8回の協議会と6回の特別委員会を開催しました。さらに、議員全員の意見集約と確認を行うため議会活性化研究会及び全員協議会を開催し、白熱した議員間討議を重ねてきました。

**中間まとめ
21号バイパスエリアへ！**

新庁舎の建設候補地の調査・研究をするにあたり、前回の中間報告で移転新築の結論に至った理由である「これからの御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所」を最も重要視し、候補地を判断していくこととしました。

そのうえで、2カ所に絞られた候補地のメリットとデメリットを抽出し、議員間討議を行いながら比較をしました。しかし、それぞれに一長一短があり明らかな優位性を見出せず、委員の見も最初は完全に2つに分かれ、結論を導き出すことは混迷を極めました。

そこで、2つの候補地を多面的、多角的に判断するため、現在の状況や今後の将来負担などを分析し、総合的に評価することとしました。

評価にあたっては、「新庁舎移転と判断した原点に立ち返り、防災拠点として十分機能させられるか」「役所の性質上、地方自治法に定める住民の利便性は確保できるか」「まちづくりの視点から、求められる庁舎像の重要なポイントである7項目は満たされているか」「リスクとなるインフラ整備を想定し、将来住民への負担にならないか」以



みたけ
議会のたより

B



みたけ
議会のたより

A



平成29年2月15日 議会のたよりNo.124(抜粋)

新庁舎整備特別委員会中間報告 全会一致で移転新築

中間報告の内容 (抜粋)

①求められる庁舎について (新庁舎への期待)

- ・災害時の拠点となり得るスペースの確保
- ・環境モデル都市として相応しい庁舎
- ・交通アクセスが便利
- ・名鉄広見線の利用促進
- ・御嶽宿など観光資源を活かした一体的なまちづくり
- ・他の公共施設の集約、複合化を見据えた庁舎
- ・町の活力となる民間商業施設などが展開できる可能性

②新庁舎の建設場所について

新庁舎整備特別委員会としては、これからの御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所に移転して新築すべきと全会一致で結論付けるに至りました。

※報告書の詳細はホームページをご覧ください。



議員全員の意見集約と総意

一方、議員全員による議会活性化研究会と全員協議会を随時開催し、特別委員会での調査研究の成果などを再度議論、確認し、議員全員の意見集約も並行して行ってきました。

以上の結果を12月の第4回定例会において、議員全員の総意として、新庁舎特別委員会の中間まとめを大沢議長に報告しました。